

2025(令和7)年4月1日より岸和田市立地適正化計画に基づき 居住誘導区域・都市機能誘導区域内外の「開発行為」「建築等行為」には **届出が必要になります!**

岸和田市は、都市再生特別措置法81条第1項に基づく「岸和田市立地適正化計画」を策定しました。
「居住誘導区域外」「都市機能誘導区域外」における一定の開発行為・建築等行為や、「都市機能誘導区域内」における誘導施設の休廃止に届出が必要となります。

※詳しくは、裏面のQRコードより岸和田市ホームページをご確認ください。

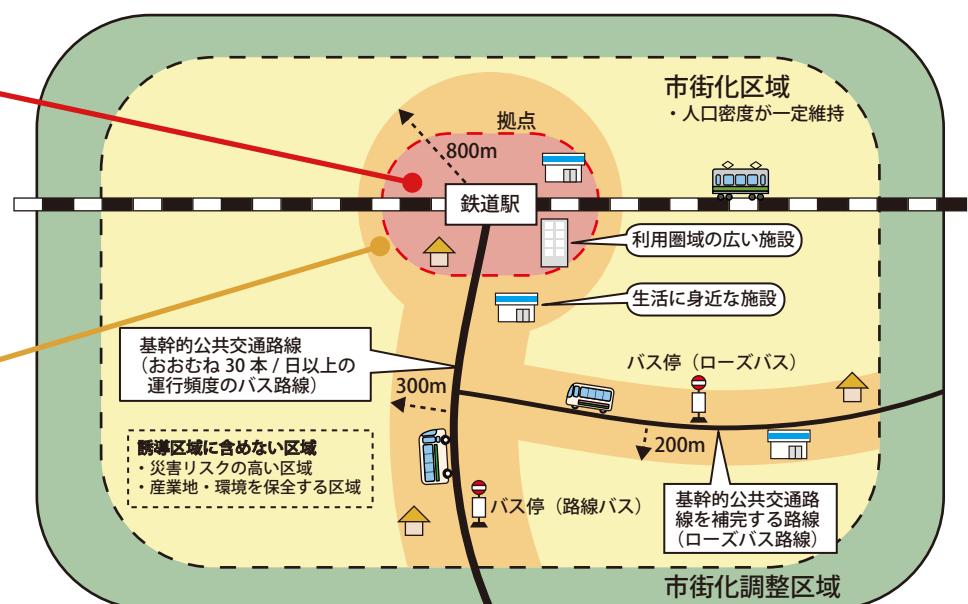
◆ 立地適正化計画イメージ図

都市機能誘導区域

都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

居住誘導区域

生活サービスや地域のコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導する区域



届出と手続きの概要

◆ 一定規模以上の下記の行為には、着手の30日前までに届出が必要となります。

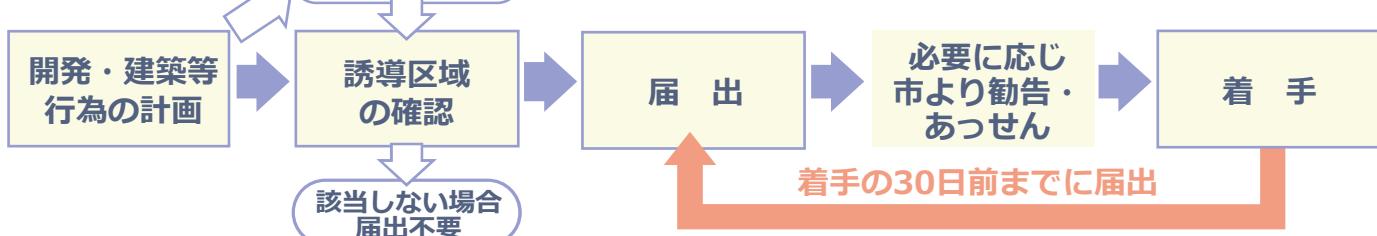
居住誘導区域外での住宅等の開発・建築等

都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等

都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

届出が必要となる行為の具体的な内容については
裏面のQ&Aをご覧ください

◆ 手続きの流れ



※開発許可申請及び建築確認申請は届出の後に行ってください。

岸和田市立地適正化計画に基づく届出制度Q&A

Q 岸和田市立地適正化計画の届出制度とは何ですか？

A 市が誘導区域内外の一定規模の住宅開発や誘導施設整備の動向を把握し、人口密度や都市機能の維持を図る機会を確保するための制度です。

Q 届出の必要な開発行為・建築等行為とはどんなものですか？

A 下記の行為について、着手する30日前までに届出が必要です。

	開発行為	建築等行為	誘導施設の休止または廃止
居住誘導区域外	<ul style="list-style-type: none">3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの <p>届出必要 </p>	<ul style="list-style-type: none">3戸以上の住宅を新築 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 <p>届出必要</p>	届出不要
都市機能誘導区域外	<ul style="list-style-type: none">誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 <p>届出必要</p>	<ul style="list-style-type: none">誘導施設を有する建築物の新築建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 <p>届出必要</p>	届出不要
都市機能誘導区域内	届出不要	届出不要	届出必要

Q 届出は誰が、いつまでに、どこで行えばよいのですか？

A 届出者は、開発行為の場合は開発申請者、建築等行為の場合は建築主となります。届出は、行為の着手30日前までに、岸和田市 まちづくり推進部 交通まちづくり課へお願いいたします。

Q 届出を忘れていた、届出が間に合わなかった場合はどうなりますか？

A すみやかに届出をお願いいたします。なお、届出をせずに行方に着手した場合や、虚偽の届出をして行為に着手した場合は、都市再生特別措置法第130条に基づき、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。

連絡窓口・相談先

岸和田市立地適正化計画に基づく届出制度に関するご相談は、下記にご連絡ください。

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1 岸和田市役所別館3階

岸和田市 まちづくり推進部 交通まちづくり課 ☎ 072-423-9506

